

前橋都市計画地区計画の変更（前橋市決定）

都市計画千代田町三丁目地区地区計画を次のように変更する。

名称		千代田町三丁目地区地区計画
位置		前橋市千代田町三丁目の一部
面積		約0.6ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、前橋市の中心市街地の一部として位置づけられているが、モータリゼーションの進展や定住人口の郊外化等により、従来の機能を失いつつある。</p> <p>そこで、にぎわいと魅力ある中心市街地の再生を目指し、土地区画整理事業による合理的な土地利用や都市機能の更新を図ると共に隣接する広瀬川河畔の自然環境と調和した都市空間の形成を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、広瀬川河畔の景観に配慮して低層・中層の建築物等を基調とすると共に居住環境保全にも配慮した土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>本地区は土地区画整理事業により、道路、緑地を適正に配置すると共に道路照明、道路舗装、緑地施設等を景観に配慮した整備を行うことから、これらの機能と環境が損なわれないよう維持・保全を図り、魅力的な都市空間を有する中心市街地の形成を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好で魅力的な中心市街地の形成を図り、広瀬川河畔の景観形成に配慮した建築物等の整備を行うため、建築物等の用途の制限や、建築物等の高さの最高限度及び建築物等の形態又は意匠の制限を行う。</p>
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに該当する営業の用に供するもの 2. 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3. 自動車教習所 4. 倉庫業を営む倉庫 5. 畜舎
	建築物等の高さの最高限度	16m
	建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物等の形態、色彩その他の意匠は、周辺環境に調和するものとする。 2. 屋外広告物は、美観及び周辺環境を損なう恐れのないものとする。
備考		

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、
変更を行うもの。